

甲府市立小中高等学校
校内通信ネットワーク整備に係る
調査・設計、施工管理業務
公募型プロポーザル実施要領

令和2年6月

甲府市教育委員会

1 実施要領の定義

甲府市立小中高等学校校内通信ネットワーク整備に係る調査・設計、施工管理業務公募型プロポーザル実施要領は、甲府市教育委員会が甲府市立小中高等学校校内通信ネットワーク整備に係る調査・設計、施工管理業務を一括して発注するための優先交渉権者を、公募型プロポーザルにより選定するにあたり、参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 事業の目的

本事業は、甲府市立小中学校（分校含む）、甲府市立高等学校、あすなる学級の各普通教室等に令和2年度中に校内通信ネットワークを整備することで、児童生徒の情報活用能力の育成と公正に個別最適化された学びの実現を図る。また、今後、児童・生徒が「1人1台端末」を使用可能な教育環境を実現するため、「高速大容量の通信ネットワーク」を整備し、ICTを基盤とした先端技術等を提供できる学習環境の整備を目的とする。

3 公募型プロポーザル方式採用の理由

事業の実施にあたっては、プロポーザル参加者の持つノウハウの活用により、事業を効率的かつ効果的に実施することで、本市の財政負担を最小にしつつ安全性を確保したうえで、令和2年度中に高速大容量の通信ネットワークを整備するために、調査・設計、施工管理業務等について公募型プロポーザルを実施し業務提案を募集する。

プロポーザル参加者のうち、甲府市教育委員会にとって最も優れた業務提案を行った参加者を契約の優先交渉権者とする。

4 公募型プロポーザルの概要

(1) 業務名

甲府市立小中高等学校校内通信ネットワーク整備に係る調査・設計、施工管理業務

(2) 事業概要

別紙仕様書参照

(3) 履行場所

甲府市立小学校27校、甲府市立中学校13校、甲府市立高等学校1校、あすなる学級3箇所

※小中学校は分校を含む。

※詳細は、別紙2対象施設一覧を参照

(4) 履行期間

・契約締結日から令和3年3月31日（水）まで。

・調査・設計業務については、令和2年8月7日（金）まで。

ただし、調査・設計業務の期限については、別途協議することができるが、可能な限り早期完了が望ましいものとする。

(5) 提案上限額

金43,911千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのもので

あることに留意すること。

また、後述する提案価格書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

(6) 主催及び事務局

- ・主催者：甲府市教育委員会
- ・事務局：甲府市教育委員会学事課 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

(7) スケジュール

- ・選定については、別紙1参照
- ・業務については仕様書を参照

5 参加資格要件

(1) 本公募型プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- ① 甲府市の物品供給入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ② 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ④ 公告の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 甲府市の指名停止を受けている者でないこと。
- ⑧ 租税を完納していること。
- ⑨ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員または、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ⑩ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得していること。
- ⑪ 甲府市と同程度の規模の官公庁（国、都道府県又は地方自治法第252条の2第1項に定める政令による指定を受けた中核市以上の規模の地方公共団体）又はこれに準ずる一般企業等において、ネットワーク設計等の業務を受託した実績を有すること。
- ⑫ 公共施設に係る電気設備設計等の実績を有する者を選定すること。なお、参加事業者に実績を有する者がいない場合は、同様の能力を有する者を協力者とすることができる。

(2) 参加資格要件確認基準日

甲府市教育委員会が企画提案書を受理した日から、提案事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

6 参加資格手続き等

5の参加資格要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 参加表明に関するもの

- ・提出書類
 - ・参加表明書（様式1）
（提案者が提案の一部について、他の企業への下請け委託を前提とする場合は、業務協力契約予定書（様式6）を添付すること。）
 - ・会社概要等整理表（様式3-1～3-3）
 - ・誓約書（様式7）
 - ・電気設備設計等実績書（様式10）
 - ・電気設備設計等協力者予定書（様式11）
 - ・法人市民税納税証明書
 - ・機密保持確認書（様式5） ※既存ネットワーク資料の閲覧を希望する場合のみ
 - ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証の証明書（写）
- ・提出期限 令和2年6月15日（月）午後5時まで（遅れた場合は参加を認めない）
受付時間：土日を除く午前9時から午後5時まで
- ・提出先 甲府市役所本庁舎9階 教育部教育総室学事課学事係
- ・提出方法 上記提出先へ直接持参すること。（郵送等其他の手段による提出は不可）

② 企画提案に関するもの

- ・提案書類 企画提案書、提案価格書を提出すること。

(ア) 企画提案書

- ・提出様式 様式2（表紙）
- ・提出部数 代表者印押印のもの1部、写しを11部 合計12部
表紙に「様式2」を使い、紙製ファイルを使用すること。
企画提案書と同じ内容をCD-ROMで1枚
- ・作成要領
 - ・優先交渉権者選考審査基準の記載項目に従い作成すること。
（補足資料についてはこの限りではない。）
 - ・提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。
 - ・優先交渉権者選考審査基準の記載項目毎に対象とする提案を行うこと。
 - ・記載は当該項目内で完結すること。当該項目以外に掲載されている記述は、採点の対象とならないことに留意すること。
 - ・提案書に記載する内容は全て本事業における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。
 - ・説明は文章をもって行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。
 - ・審査基準の評価分類ごとに、対象とする提案を行うこと。
 - ・記載は当該分類内で完結すること。当該分類以外に掲載されている記述は、採点の対象とならないことに留意すること。
 - ・企画提案書に記載する内容は全て本業務における実施義務事項として事業者が提

示し、かつ提案価格内で契約するものであることに留意すること。

- ・優先交渉権者選考審査基準記載項目の全ての項目は、必須として記入すべきものであり、これらの項目において、記入がないなどの場合は、評価できないため失格となる場合があるため、記入には十分留意すること。
- ・業務仕様等、甲府市教育委員会が公開した各種事業関連図書の内容を前提として提案すること。
- ・提案書は20ページ以内とすること。（様式2の表紙は含まず）

- ・提出期限 令和2年6月19日（金）午後5時まで（遅れた場合は参加を認めない）
受付時間：土日を除く午前9時から午後5時まで
- ・提出先 甲府市役所本庁舎9階 教育部教育総室学事課学事係
- ・提出方法 上記提出先へ直接持参すること。（郵送等他の手段による提出は不可）

(イ) 提案価格書

- ・提出様式 様式4
- ・提出部数 代表者印押印のもの1部（封入封緘押印のこと）
- ・提出期限 令和2年6月19日（金）午後5時まで（遅れた場合は参加を認めない）
受付時間：土日を除く午前9時から午後5時まで
- ・提出先 甲府市役所本庁舎9階 教育部教育総室学事課学事係
- ・提出方法 上記提出先へ直接持参すること。（郵送等他の手段による提出は不可）

(2) 質問

① 質問受付期間

- (ア) 期限 令和2年6月10日（水）午後5時まで
- (イ) 受付方法 質問書（様式9）を利用して作成し、電子メールにより提出すること。
到着確認を必ず行うこと。
- (ウ) 電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp
- (エ) 電話 055-223-7322
- (オ) 回答日 令和2年6月11日（木）
※質疑応答内容については、甲府市ホームページに掲載する。
- (カ) 留意事項 本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

(3) ヒアリング

- ① 実施日 令和2年6月24日（水）
- ② 場 所 甲府市役所本庁舎4階「本部長会議室」
※時間等の詳細は、後日連絡する。

7 選考について

(1) 受託事業者の選考

優先交渉権者選考審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、「甲府市立小中高等学校校内通信ネットワーク整備に係る調査・設計、施工管理業務」受託事業者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書審査及びヒアリングを行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最

も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も併せて選考する。

(2) 優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、甲府市教育委員会と仕様並びに価格等を協議のうえ、甲府市教育委員会の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、甲府市教育委員会は、次点交渉権者と協議を行うことがある。

また、参加表明者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

(3) 受託事業者

受託事業者は、甲府市教育委員会と契約を締結し、受託業務を実施する。

8 公募型プロポーザルの評価

企画提案書のヒアリングを実施した後、審査基準により企画提案書の評価を行う。

提案内容の評価のポイントについては、審査基準を参照のこと。

9 審査結果公募型プロポーザルの評価

審査を受けた各事業者に対し、文書にて通知する。

また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者についてはその名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。

10 その他

(1) 参加資格要件⑧の租税については、市区町村税とし、納期限未到来及び延納証明があるものを除き原則として完納した法人市民税納税証明を提出すること。

(2) 企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。

(3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に甲府市教育委員会に届け出るものとする。

但し、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証拠書類等を添付すること。

(4) 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。但し、事業者選定結果の公表等において甲府市教育委員会がこの事業に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(5) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 公募型プロポーザルに関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。但し、甲府市教育委員会が認めた場合はこの限りではない。

(7) 参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、指定の様式（様式8）を使用し、辞退届を企画提案書の提出期限内に事務局宛に直接提出すること。（郵送等他の手段による提出は不可）提出辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

(8) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

- (9) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
- ① 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - ② 参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない応募
 - ③ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ④ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ⑤ 2通以上の書類提出がなされた応募
- (10) 規程等は、甲府市ホームページからダウンロードすること。
- (11) 仕様書等に基づき契約を行うものとする。
- (12) スケジュール変更については、甲府市ホームページへ随時掲載する。
- (13) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと甲府市教育委員会が判断したときは、プロポーザルを中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は甲府市教育委員会に請求できない。

以 上